

健康保険では、退職すると自動的に被保険者の資格を失いますが、退職後も引き続き2年間健康保険に加入できるのが「任意継続被保険者制度」です。

この制度の資格を取得するにあたり、下記事項に注意してください。

記

1. 資格要件

退職までに2ヶ月以上被保険者であった方に限り加入することができます。

2. 資格取得の手続き及び申請書の提出期限

退職後20日以内に「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」を退職前の事業主経由で健保組合へ提出してください。また、ご家族も引き続き加入する場合は、「健康保険被扶養者(異動)届」と添付書類をあわせて提出してください。

なお、提出期限を過ぎると加入することができませんので注意してください。

3. 加入期間

任意継続被保険者の加入期間は、2年間です。

4. 標準報酬

保険料のもととなる標準報酬月額は、退職時の標準報酬か前年9月30日現在の当健保組合の全被保険者の平均標準報酬月額のいずれか低い月額となります。

5. 保険料

保険料は全額自己負担となります。(65歳未満は介護保険料も同様)

6. 手続き後の取扱いについて

(1) 保険料の納付

初回(最長2ヶ月分)保険料は手続き上、ご指定の銀行口座より引き落としできません。

「保険料納付書」を送付しますので、該当分の保険料を指定期日内に必ずお振込みください。

注) 指定期日内に保険料が納付されない場合は、任意継続被保険者にならなかったものとみなされますので、ご注意ください。

また、保険料を前納することもできます。詳細は健保組合までお問い合わせください。

(2) 「資格情報のお知らせ」等の送付

健保組合で初回の保険料入金確認後、ご自宅へ「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」(*)を郵送します。(※「資格確認書」は、ない場合があります)

お手元に届きましたら、記載事項に誤りがないか確認してください。

また、70歳以上で後期高齢者医療制度に該当しない被保険者及び被扶養者の方については、併せて「高齢受給者証」を交付します。

7. 資格の喪失

次の事由に該当する場合に資格を喪失します。

- (1) 任意継続被保険者資格取得後、2年を経過したとき
- (2) 被保険者が死亡したとき
- (3) 保険料を納付期日までに納付しないとき
- (4) 被保険者が就職して健康保険等の被保険者の資格を取得したとき
- (5) 被保険者が任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき
(「資格喪失申出書」を提出したとき)

8. その他

任意継続被保険者の資格取得後に「氏名・住所・電話番号、引き落とし口座」に変更があった場合は、すみやかに健保組合まで連絡してください。(健保組合 TEL0587-95-0913)

<健康保険任意継続被保険者資格取得申請書の記入方法>

- (1) 被保険者の記号、番号、勤務していた事業所名称、所在地などを記入してください。
- (2) 「被保険者名義の振込先」欄の指定口座は、保険料の引き落とし口座となります。
- (3) 被保険者が申請書を記入した場合には、被保険者の押印を省略できます。

<預金口座振替依頼書の記入方法>

- (1) 保険料の引去り口座（前月26日引去り）となりますので、常時残高がある口座を指定してください。
- (2) 印鑑は、必ず「銀行への届出印」を押印してください。
- (3) 「捨印」も同様に「銀行への届出印」で押印してください。

<被扶養者の認定について>

任意継続被保険者の扶養認定の認定基準は、基本的に従前の基準が適用となります。

なお、事業所を退職することにより、所得が在職時と比べ大幅に減少することが想定されることから、再度、被扶養者認定の手続きを行っていただきます。

認定基準

被扶養者認定対象者を被扶養者として認定するためには、被扶養者の年間収入が130万円未満（60歳以上の方は180万円未満）であって、かつ被保険者の収入の2分の1未満であることが条件となります。

このため、被保険者及び被扶養認定対象者の収入の事実を確認するために次の書類を添付していただきます。

なお、被保険者の退職に伴い今後、上記認定基準を満たさない場合は、**被扶養者の認定を見合わせることもあります。**

添付書類

●被保険者（本人）に対する書類

退職後に収入がある方は、最新の年金支払通知書の写し、雇用保険の失業給付を受給していることが確認できるもの（離職票の写しなど）、再就職先の給与明細書など収入が確認できる書類を添付してください。

●被扶養認定対象者（家族）に対する書類

収入の有無にかかわらず最新の所得証明書を添付してください。

さらに収入がある方は、最新の年金支払通知書の写し、給与明細書の写しなど収入が確認できる書類を添付してください。

なお、添付書類として提出していただく書類は、被扶養認定対象者によって異なりますので、各事業所の健保担当者へお問い合わせください。

●その他

被扶養者の身分によっては、住民票などの添付をお願いすることもあります。

以上